

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

## － 2015 年一般入学試験（前期募集本学入試） －

試験科目：刑事訴訟法

### 1. 出題趣旨

(1) 職務質問に伴い所持品検査について 判例の条文解釈（警職法2条1項の職務質問の権限内在・付随）を踏まえた要件の簡潔な摘示（必要性・緊急性・相当性）。捜索にわたらないこととの限界を示すこと

(2) 逮捕勾留中の弁護人の接見について 憲法34条を踏まえた被疑者と弁護人双方の固有の権利であること，39条2項で施設管理面から法令上制約が及ぶこと（場所や時間の制約，信書の点検など），同3項で当該事件の捜査の必要上，接見指定の形で制限されること，その場合，判例上，捜査の顕著な支障があることが原則であるとする実体要件と迅速な接見のため協議を経て指定するという手続要件を摘示すること。

(3) 訴因の役割 検察官が裁判所に審判の対象を明示し，その反射として被告側は防御の範囲を特定されること。罪となるべき事実を日時・場所・方法により可能な限り特定することで審判対象を他の犯罪から識別すること。予備的・択一的記載も許されること。証拠調べの進展に応じて訴因変更が可能であるが，公訴事実（訴因）の同一性を逸脱できないことなどを指摘すること。

(4) 専門家の行なう鑑定と，裁判所・裁判官の行なう検証・捜査機関の行なう検証について触れ，証拠法上捜査機関の行なう実況見分も性質上検証に準ずる扱いが可能なものがあることを指摘すること。321条2項と3項，4項を示して不同意の場合の証拠能力を認める実体要件と手続要件を摘示すること。

### 2. 採点実感

・概ね正しい記載がなされているが，次の点が気になる。①職務質問・所持品検査を「犯罪捜査」と分類するもの。ここで197条を引用して強制処分法定主義を論ずるもの。②接見指定の要件である捜査の必要について判例の正確な理解と説明が足りない。39条2項に関して面会接見にふれたものが一部にあっただけである。（のみ）。③訴因の機能が審判対象の設定とその反射として防御範囲の確定になることはよく書けている。その上で，訴因の特定の程度や，訴因変更の要否などにも広げた説明をしたものが多数であった。④検証について，裁判官・裁判所が行なうものと捜査機関が行なうものがあることは的確に指摘されているものが多い。ただ，鑑定が「学識経験者による専門的知見に基づくものごとの性状把握」であり，検証は捜査機関または裁判所・裁判官が自らの五官の作用によって物

事の性状把握をするものであることを簡潔に対比して記述することからみるとやや足りない。裁判所・裁判官の検証の結果はそれ自体として証拠能力があること（321条2項）が指摘できない答案が散見される。

### 3. 学習方法

刑事手続の基本の流れとこれを構成する個々の手続の概念，手続を支配する原理の意義を条文と判例に沿って正確に暗記し，これを口頭で言えて，そのまま記述できる学習が望ましい。定評のある基本書を使い，目次と事項索引，判例百選を教材にして「流れ」と基本概念，基本原理の暗記ができているかチェックする学習が不可欠である（種々の論点に関する学説の学習に重きを置くことは，本法科大学院の入試でも，また，予備試験，司法試験でも必ずしも優先させる必要はない）。本学入試準備のために科目等履修生制度を利用し法科大学院で開講する刑事訴訟法ⅠⅡの受講を奨める。

#### < 推薦 >

- ・ 渡辺修『基本講義刑事訴訟法』（法律文化社，2014年）
- ・ 刑事訴訟法判例百選（9版，有斐閣）